

委第5号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年12月22日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公務」の次に「、災害、負傷」を加える。

第38条中「(平成16年つくば市条例第27号)」を削る。

第86条を削る。

第87条中「会議中は」の次に「、携帯品により会議を妨げ」を加え、同条を第86条とし、同条の次に次の1条を加える。

(情報通信端末機の持込み等)

第87条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携帯電話に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。

別表に次のように加える。

<p>予算決算委員会理事会</p>	<p>(1) 審査又は調査の日程に関する事項の協議又は調整</p> <p>(2) 付託案件の取扱い等に関する事項の協議又は調整</p> <p>(3) 質疑発言通告に関する事項の協議又は調整</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、予算決算委員会及び分科会の運営に関し必要な事項の協議又は調整</p>	<p>予算決算委員会 理事会構成員</p>	<p>予算決算委員会理事会 の会長</p>
-------------------	---	---------------------------	---------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

会議でタブレット等の持込みを可能とすることに加え、予算決算委員会理事会を地方自治法第100条第12項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に位置付けるもの。また、その他文言等所要の改正を行うものである。

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （欠席、遅刻又は早退の届出）</p>	<p>第1条（略） （欠席、遅刻又は早退の届出）</p>
<p>第2条 議員は、公務、<u>災害、負傷</u>、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>第2条 議員は、公務_____、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>第3条—第37条（略） （付託事件を議題とする時期）</p>	<p>第3条—第37条（略） （付託事件を議題とする時期）</p>
<p>第38条 委員会に付託した事件は、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第35条又はつくば市議会請願条例_____第9条第1項の規定による報告書の提出をまって議題とする。</p>	<p>第38条 委員会に付託した事件は、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第35条又はつくば市議会請願条例<u>（平成16年つくば市条例第27号）</u>第9条第1項の規定による報告書の提出をまって議題とする。</p>
<p>第39条—第85条（略）</p>	<p>第39条—第85条（略） <u>（携帯品）</u></p>
<p>（議事妨害の禁止）</p>	<p>第86条 <u>議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻の類を着用し、又はつえ、傘の類若しくは無線機類その他会議の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> （議事妨害の禁止）</p>
<p>第86条 何人も、会議中は、<u>携帯品により会議を妨げ</u>、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。 <u>（情報通信端末機の持込み等）</u></p>	<p>第87条 何人も、会議中は_____、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</p>

第87条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携帯電話に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。

第88条—第100条 （略）

附則 （略）

別表（第98条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
(略)	(略)	(略)	(略)
広報広聴委員会	(略)	(略)	(略)
<u>予算決算委員会</u> <u>理事会</u>	<u>(1) 審査又は調査の日程に関する事項の協議又は調整</u> <u>(2) 付託案件の取扱い等に関する事項の協議又は調整</u> <u>(3) 質疑発言通告に関する事項の協議又は調整</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、予算決算委員会及び分科会の運営に関し必要な事項の協議又は調整</u>	<u>予算決算委員会理事会構成員</u>	<u>予算決算委員会理事会の会長</u>

第88条—第100条 （略）

附則 （略）

別表（第98条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
(略)	(略)	(略)	(略)
広報広聴委員会	(略)	(略)	(略)